

FAXニュース



ŌMIYA

JR東労組大宮地本

2017年1月29日

No. 111

1月29日20:45

大宮地本・大宮支社

36 協定締結！！

2月1日～4月30日までの3ヶ月締結

1月29日、20:45に大宮地本と大宮支社で「労働基準法36条1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定（日及び月間）」を締結しました。

職場では労働基準法39条違反である「時季変更権の行使を『留保』する」勤務指定が行われている中で、大宮地本は真摯に議論を行い、「要員が足りない」「年休が入らない」と言う職場からの悲鳴の声を解決するために本部と連携してたたかいを創りだしてきました。

繰り返し発生する「日の8時間越えの36協定違反」を二度と起こさないこと、長時間労働是正に向けた議論を労使で認識を一致させ、議事録確認を行いました。3ヶ月の締結期間の中で検証運動を取り組んでいきます！

職場は要員が足りない！検証運動に決起しよう！